

国指定やんばる（安波）鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成21年 月 日
環境省

1. 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

やんばる（安波）鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県国頭郡国頭村所在民有林76林班、77林班、78林班、79林班及び80林班の区域及びこれらの各林班に囲まれる区域並びに同村字安波前田原198、217、218、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、389、393、394、395、396、398、399、400、401、404、405、406、407、408、409、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426及び436番地の区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島の北部に位置し、安波ダムの湛水域中央部から北方の、西側に安波川、東側に普久川が流れ、スタジイを中心とする亜熱帯常緑広葉樹林が広がる区域である。

このような自然環境を反映して、鳥類では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラやヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲなどの希少鳥類が生息している。

また、哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類であるオキナワコキクガシラコウモリや、リュウキュウイノシシなどが生息している。

このように、当該区域は、希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) ジャワマンゲース等、在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

3. 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 465ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	407 ha
農耕地	18 ha
水面	37 ha
その他	3 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ーha

国有林 ーha	林野庁所管 ーha	制限林 ーha	保安林 ーha
	文部科学省所管 ーha		その他 ーha

国有林以外の国有地 ーha

地方公共団体有地 405ha	都道府県有地 ーha	制限林地 ーha
	市町村有地等 405ha	

私有地等 23ha
公有水面 37ha

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域	ーha
自然公園法による地域	ーha
文化財保護法による地域	1 ha

（安波のタナガークムイ植物群落）

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村字安波に位置し、安波ダムの湛水地域中央部から北方の、西側は安波川、東側は普久川に囲まれた区域であり、集落の一部を含む。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、おおむね丘陵地一般斜面であり、丘頂緩斜面、段丘を刻む谷、安波川沿いに谷底低地がある。また、一部に丘陵地急斜面、丘腹・丘麓緩斜面、人工平坦地がある。

表層土壌は、おおむね乾性黄色土壌であり、東部に細粒赤色土壌がある。安波川沿いに中粗粒褐色低地土がある。

表層地質は、おおむね名護層粘板岩・千枚岩・泥質片岩（始新世～白亜紀）であり、中央部に国頭礫層（更新世）がある。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主に亜熱帯常緑広葉樹のヤブツバキクラス域自然植生であるオキナワシキミースダジイ群集が占め、その中にギョクシンカースダジイ群集が広く点在するとともに、亜熱帯常緑針葉樹のリウキュウマツ群落は狭い帯状に数箇所分布している。南端には安波ダムがあり、河畔には二次的に成立したリウキュウチク群落が数箇所点在する。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲ、カラスバト、カイツブリ、リウキュウツミなど11目24科56種が生息している。

哺乳類では、オリオオコウモリ、オキナワコキクガシラコウモリ、リウキュウイノシシなど5目9科9種が生息している。

爬虫類では、リウキュウヤマガメ、クロイワトカゲモドキ、オキナワキノボリトガゲ、バーバートカゲなど2目9科12種が生息している。

両生類では、イシカワガエル、ナミエガエルなど2目5科12種が生息している。

昆虫類では、オキナワサナエ、オキナワコヤマトンボ、リュウキュウウラボシシジミなど11目82科194種が生息している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

平成18年度 有害鳥獣捕獲許可件数 3件

平成19年度 有害鳥獣捕獲許可件数 9件

平成20年度 有害鳥獣捕獲許可件数 9件

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 6本

(2) 案内板 1基